

伊達地方消防組合消防本部訓令第1号

伊達地方消防組合 消防本部

伊達地方消防組合 中央消防署

伊達地方消防組合通信指令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

伊達地方消防組合

消防長 和光 周一

伊達地方消防組合通信指令規程の一部を改正する消本訓令

伊達地方消防組合通信指令規程（平成28年伊達地方消防組合消本訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号から第13号までを削り、第5号を第13号とし、第4号を第12号とし、第3号を第11号とし、第2号の次に次の8号を加える。

- (3) 指令 指令センターから発する警防隊等の出動に関する指示命令をいう。
- (4) 現場即報 災害活動に従事する警防隊等から指令センターへ通報される当該災害の状況及び活動内容等に関する通信をいう。
- (5) 支援情報通信 指令センターから災害活動に従事する警防隊等へ災害活動に必要とされる支援情報（災害活動を迅速かつ的確及び安全に遂行するために必要な情報をいう。以下同じ。）を伝達するための通信をいう。
- (6) 業務通報 指令センターから他の消防機関、消防団、警察、電力事業者、ガス事業者、医療機関その他関係機関へ通報される災害に関する情報の通信をいう。
- (7) 通常通信 災害以外の消防業務に関し、指令センター、署所及び警防隊等間で行われる通信をいう。
- (8) 通信施設 別表に示す施設をいう。
- (9) 車両運用端末装置 携帯電話データ回線、無線回線又はGPS（全地球測位システムをいう。）を使用して、指令センター内の車両運用表示盤、消防車両等に、運用状況の発信並びに文字及び地図による指令情報等の表示を行う装置をいう。
- (10) 署所端末装置 署所に設置して各種指令を受令するほか、車両動態の設定及び表示を行うための装置をいう。

第2条第14号を次のように改める。

(14) 映像通報システム 指令センターからの依頼に応じて119番通報者が撮影した災害現場の映像を指令センターに伝送するシステムをいう。

第2条第21号中「消防通信に従事する職員をいう。」を「通信施設の操作に従事する職員をいう。」に改め、同号を同条第23号とし、同条中第20号を第22号とし、第19号を削り、第18号を第21号とし、第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号の次に次の3号を加える。

(16) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線局をいう。

(17) 署活系無線 消防隊員が携帯する無線局のうち、送信出力が1W以下で署所活動用の通信を行うための無線設備をいう。

(18) IP無線 携帯電話網等のデータ通信回線を利用し、IP方式により音声通信を行う通信システムをいう。

第2条に次の1号を加える。

(24) 警防隊等 指揮隊、警防隊、救急隊及び救助隊をいう。

第5条第4項中「係長」の次に「以上の職にある者又は消防司令補以上の階級にある者」を加える。

第7条第6号中「当」を「あ」に改める。

第11条第3項中「、出動隊数」及び「管制情報」を削る。

第14条第2項第1号中「指令センターによる観測及び」を削る。

第15条第1項中「固定局、基地局及び陸上移動局とする。」を「基地局、5GHz帯無線アクセスシステム及び陸上移動局とする。」に改める。

第16条第1項の表以外の部分中「固定局」を「基地局」に改め、同項の表を次のように改める。

設置場所	名称
伊達市保原町大泉字大地内93番地1	消防本部基地局
伊達市月舘町御代田字屏風岩14番地1	屏風山基地局
伊達郡川俣町大字東福沢字梅ノ木平16番地の3	東福沢基地局
伊達郡川俣町山木屋字小塚山9番地の6	山木屋基地局

第16条第2項中「基地局の設置場所」を「5GHz帯無線アクセスシステム」に改め、同項の表を次のように改める。

種別	備考
基地局に係るもの	消防本部基地局、屏風山基地局
陸上移動局に係るもの	屏風山基地局、東福沢基地局

第17条第1項中「固定局、」を削り、「基地局」の次に「、5GHz帯無線アクセスシステム」を加える。

第18条第4項中「卓上局」を「移動局」に改める。

第19条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「消防法（昭和23年法律第186号）第22条第2項に基づき福島県知事から通報を受けたとき、又は指令センターに設置した気象情報収集装置で収集した情報が伊達地方消防組合火災予防規則（平成29年伊達地方消防組合規則第2号）第3条第1項各号の」を「次の各号の」に改め、「報告する」の次に「こと」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 伊達地方消防組合火災予防規則（平成29年伊達地方消防組合規則第2号）第3条第1項第1号及び第3号又は第2号及び第3号
- (2) 伊達地方消防組合火災予防規則第3条第2項
- (3) 伊達地方消防組合火災予防規則第9条の2第1項において準用する同規則第3条第2項第1号又は第2号

第19条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第24条第1号ア中「（基地局及び固定局）」を「又は登録状」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

別表《第1番目の表〔通信施設／施設区分／設置…〕》を次のように改める。

#### 通信施設

分類	装置・設備等	
指令系設備	指令装置	指令台、指揮台、拡張台、自動出動指定装置、地図等検索装置、長時間録音装置、非常用指令設備、携帯電話・IP電話受信転送装置、プリンタ・スキャナ、署所端末装置、支援情報表示装置、データ修正装置、FAX119受信装置、NET119緊急通報システム受信設備、映像通報システム受信設

		備、手書きメモ装置
	表示盤	車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示装置、署所車両表示盤
	指令伝送装置	指令情報送信装置、指令情報出力装置
	災害状況等自動案内装置	アプリケーションサービスプロバイダ利用
	順次指令装置	アプリケーションサービスプロバイダ利用
	出動車両運用管理装置	管理装置、車両運用端末装置Ⅲ型、車外設置端末装置、無線LANアクセスポイント
	電源装置	無停電電源装置（本部用、署所用）、直流電源装置（48V）
	音声合成装置、システム監視装置、統合型位置情報通知装置、駆け込み通報用電話、署所監視カメラ、Eメール指令装置、ネットワーク装置、セキュリティ装置	
無線系設備	遠隔制御装置、管理監視制御卓、無線回線制御装置、基地局無線装置、空中線系設備、直流電源装置、DC/ACインバータ、非常用発動発電機、耐雷トランス、5GHz帯無線アクセスシステム、車載型移動局無線装置、可搬型移動局無線装置、卓上型固定移動局無線装置、携帯型移動局無線装置、署活系無線装置、ハイブリッドIPトランシーバー、空調設備、無停電電源装置	

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。